

2019年度 学びを支える経済的な制度の主なもの(小・中学校)

平成31年4月1日現在

名 称	種 別				保証人	制度の概要 (詳細は問い合わせ先でご確認ください)			問い合わせ先					
	給付	貸付		減免等		対 象	内 容	その他	各 学 校	島 根 県	福 祉 事 務 所	社 福 協	そ の 他	
		無 利 子	有 利 子											
1 就学援助費	○					経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者	学用品費・通学用品費・修学旅行費など	・認定基準・援助額等は各市町村ごとに異なります。	○					教委
2 私立中学校の授業料減免事業				○		家計急変により、市町村民税所得割額が304,200円未満となった世帯の生徒	授業料(月額)9,400円	・家計急変とは、保護者等の収入が解雇・倒産・破産等により著しく減少することを指します。 ・補助金が、学校法人に対して支給されます。	○	総				
3 特別支援教育就学奨励費(小・中学校)	○					小・中学校で、特別支援学級に就学する、あるいは障がいのある児童生徒に就学する児童生徒	就学の経費(保護者の負担能力の程度に応じて負担)		○	情				教委
4 特別支援教育就学奨励費(特別支援学校)	○					特別支援教育学校に就学する児童生徒	就学の経費(保護者の負担能力の程度に応じて負担)		○	特				
5 生活保護法による教育扶助費等	○					生活保護受給世帯で、実施機関が必要と認めた方	学用品費・臨時的な一般生活費など			地	○			
6 母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金)		○			△	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、または父母のない児童・寡婦が扶養する児童	就学支度費 ①小学校 40,600円 ②中学校 47,400円			青	○			

<保証人欄の見方> △=保証人が必要な場合がある

<問い合わせ先の見方>

【各学校】 在籍または進学予定の学校

【島根県】

〔情〕:教育委員会学校企画課 情報・運営グループ 0852-22-6916

〔特〕:教育委員会特別支援教育課 企画グループ 0852-22-5420

〔総〕:総務部総務課 私学・県立大学室 0852-22-5017・5018

〔地〕:健康福祉部地域福祉課 生活保護グループ 0852-22-6525

〔青〕:健康福祉部青少年家庭課 ひとり親支援グループ 0852-22-6688

【その他】〔教委〕:お住まいの市町村の教育委員会